**千葉市創業支援補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　市長は、本市における創業を推進するため、経営の基礎知識を習得する特定創業支援等事業を受講した意欲ある、事業継続の見込まれる創業者に対し、創業に必要な経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

（１）会社　会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１号に規定する会社をいう。

（２）中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に該当する会社又は個人をいう。

（３）大企業　中小企業基本法第２条第１項に該当する中小企業者以外の会社をいう。

（４）みなし大企業　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　発行株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業（ベンチャーキャピタルを除く。本号において以下同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者

イ　発行株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企

業者

エ　大企業が、実質的に経営を支配（例：大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合又は大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有しているとみられる中小企業者

（５）創業

　　　所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に規定する届出書（以下「開業届」という。）の提出又は会社の設立登記を行い、新たに事業を開始することをいう。

（６）創業者　次のいずれかに該当する者をいう。なお、事業承継により事業を実施する会社・個人については、創業者の対象外とする。

ア　個人の場合は、次のいずれかに該当する者。

（ア）創業していない個人の場合

補助対象期間内に市内に本店を設置する会社の設立又は市内に主たる事業所を設置し、開業届の提出を行う具体的な計画を有し、その代表になる者をいう。

　　（イ）創業済みの個人事業主の場合

　　　　　市内に主たる事業所を設置し、開業届の提出を行っており、開業日の翌日から起算して、補助金交付申請日時点で２年以内の者をいう。

イ　市内に本店を設置する会社であって、会社成立の日の翌日から起算して、補助金交付申請日時点で２年以内の者をいう。ただし、会社の設立前に個人事業主として事業を行っていた場合は、個人事業主の開業日の翌日から起算して、補助金交付申請日時点で２年以内の者をいう。

（７）特定創業支援等事業の認定者　産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第１２７条第１項に基づき認定された創業支援等事業計画に記載する同法第２条第３１項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の発行を受けることができる者

（８）会計年度　各年の４月１日から翌年３月３１日までをいう。

（補助事業者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第７条の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）特定創業支援等事業の認定者である創業者であり、特定創業支援等事業のセミナー等最終日の翌日を起算日として、受講から２年以内であること。

　　　なお、会社である場合は、中小企業者に限るものとし、代表者が特定創業支援等事業計画の認定者である創業者であること。

（２）市内に住民票若しくは主たる事業所を置く個人又は市内に本店を設置する会社であること。交付申請を行う時点で住民票、主たる事業所又は本店が市外である場合は、次のいずれかに該当すること。

　　ア　市外に住民票又は主たる事業所を置く個人である場合は、補助期間内に市内に本店を設置する会社を設立又は市内に主たる事務所を設置する開業届を提出すること。

　　イ　市外に本店を設置する会社である場合は、補助期間内に市内に本店を設置する会社を設立又は市内に本店を移転すること。

（３）市税（延滞金を含む）に滞納がないこと。

（４）雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、健康保険法（大正１１年法律第７０号）及びその他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。

（５）労働基準法（昭和２２年法律第４９号）に抵触しないこと。

（６）個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。

（７）本市の産業振興に寄与することが期待されること。

（８）フランチャイズ契約を締結し、実施する事業でないこと。

（９）店舗等に集客する事業の場合、店舗等の場所及び契約時期の目途が立っていること。

（10）補助対象期間の満了後、市内で事業を継続する意思があること。

（11）本補助金の交付を受けたことがないこと。

（12）第８条第１項に規定する補助金交付決定の日以降、千葉市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うも

のとする。

（１）千葉市暴力団排除条例（平成２４年千葉市条例第３６号）第２条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者

（２）会社にあっては、代表者又は役員が暴力団員である者

（３）暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

（４）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（５）脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者

（６）風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損し、あるいは千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者

（７）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者

（８）公序良俗に反する事業を行う者やアダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、情報商材、ギャンブル等の公的な支援の対象として、不適切な事業を行う者

（９）宗教活動又は政治活動を目的とする者

（10）大企業及びみなし大企業

（11）前各号に準ずる行為を行う者

（補助対象期間）

第４条　補助対象期間は、補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の３月３１日までとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間に支払いが完了した、創業に係る経費のうち、別表第１に掲げる補助対象経費の例示のほか、次のいずれにも該当するものとする。

（１）創業、事業活動に直接関わる経費であること

（２）消耗品費や材料費等の日常的な事業活動に係る経費ではなく、創業準備、事業開始に必要となる経費であること

２　前項の規定に関わらず、次の各号に該当するものは、対象外とする。

（１）他の機関又は制度において助成を受けた経費（商業登記の登録免許税を除く）

（２）租税公課（商業登記の登録免許税を除く）

（３）公的な支援の対象として、市長が不適当と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額で、３０万円を限度とし、当該年度

の予算の範囲内において交付する。

２　前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、市長の指定する期日までに、千葉市創業支援補助金交付申請書（様式第１号）に、別表第２に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、前項の規定にかかわらず補助申請の受付を終了することができる。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、書類審査及び必要な調査等を行

い、補助金を交付すべきと認めたときは、千葉市創業支援補助金交付決定通知書（様式第６号）

により、申請者に通知するものとする。

２　前項の審査に関する必要な事項は別に定めるものとする。

３　市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

４　市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、千葉市創業支援補助金不交付決定通知書（様式第７号）により、申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第９条　市長は、補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をする場合においては、あらかじめ市長に申請すること。ただし、補助金の使途又は事業計画の根幹となる部分に影響を及ぼさないと認められる変更であり、かつ、補助金の増額以外の変更であって、補助対象経費の総額の２０％に満たない経費の配分（別表第１の分類における経費の配分）の変更については、この限りでない。

（２）補助事業を中止又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。

（３）申請者が、個人である場合（市内個人事業主を除く）は、補助対象期間内に市内に主たる事務所を設置する開業届を税務署に提出又は市内に本店を設置する会社の設立登記をすること。

（４）申請者が、市外に本店を設置する会社である場合は、補助対象期間内に市内に本店を設置する会社の設立登記又は市外から市内に本店の移転登記をすること。

（５）その他市長が必要と認める事項

（補助金の変更交付申請）

第１０条　補助事業者は、前条第１号に規定する補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画等の変更をするときは、あらかじめ千葉市創業支援補助金変更交付申請書（様式第８号）に、別表第３に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定等）

第１１条　市長は、前条の規定による変更申請があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、

適当と認めるときは、変更交付を決定する。

２　市長は、補助金の変更交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

３　市長は、第１項の規定により変更交付を決定したときは、千葉市創業支援補助金変更交付決定通知書（様式第９号）により、補助事業者へ通知するものとする。

４　市長は、変更内容を審査し不決定とするときは、千葉市創業支援補助金変更不交付決定通知書（様式第１０号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金交付申請の取下げ）

第１２条　申請者が、第７条第１項の補助金の交付申請の取下げを行う場合は、千葉市創業支援補助金交付申請取下書（様式第１１号）に、別表第４に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（中止又は廃止の申請）

第１３条　第８条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、やむを得ない事由により、事業を中止又は廃止する場合は、第９条第２号の規定によりあらかじめ千葉市創業支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第１２号）に、別表第５に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により中止又は廃止の承認申請があったときは、書類審査及び必要な

　調査を行い、承認する場合には、千葉市創業支援補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第１３

号）により、補助事業者へ通知するものとする。

３　市長は、事業の中止又は廃止の理由について、やむを得ない事由であると判断したときは、補助対象期間の内の支払済みの対象経費に係る補助金を交付することができる。

（実績報告）

第１４条　補助事業者は、補助対象期間における交付決定を受けた創業に係る経費の支払い実績等の報告をしようとするときは、千葉市創業支援補助事業実績報告書（様式第１４号）に、別表第６に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

　　なお、第１３条第２項に規定する千葉市創業支援補助金事業中止（廃止）承認通知書の通知を受けた者のうち、同条第３項の規定により補助金の交付を受ける者も同様とする。

２　補助事業者は、次の各号に掲げる日のうち、いずれか早い期日までに提出する。

（１）補助金の交付決定日の属する会計年度の３月３１日

（２）補助金の交付申請時に提出した千葉市創業支援補助金交付申請額内訳書（様式第２号）に記載されているすべての物品等（以下「補助対象物品等」という。）の購入費用の支払い終了日の翌日から起算して３０日以内。

（３）個人（市内個人事業主を除く）又は市外に本店を設置する会社であって、以下に該当する場合は、前号によらず、その掲げる期日。

　　ア　個人であって、市内に本店を設置する会社の設立又は市内に主たる事務所を設置する開業届の提出の前に、補助対象物品等の購入費用の支払いが終了する場合は、会社設立の登記完了日又は開業届の提出日の翌日から起算して３０日以内。

　　イ　市外に本店を設置する会社であって、市内に本店を設置する会社を設立する前に、補助対象物品等の購入費用の支払いが終了する場合は、会社設立又は市内への本店移転の登記完了日の翌日から起算して３０日以内。

（補助金額の確定）

第１５条　市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、千葉市創業支援補助金額確定通知書（様式第１５号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第１６条　第８条又は第１１条の規定による補助金交付決定通知又は補助金変更交付決定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市創業支援補助金交付請求書（様式第１６号）に、別表第７に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し）

第１７条　市長は、補助事業者が、規則第１７条第１項に該当すると認められる場合の他、次の

各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）市税（延滞金含む）、使用料その他公課を滞納したとき。

（２）事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

（３）第３条第１項に規定する事項のいずれかに該当しないとき。

（４）第３条第２項に規定する事項のいずれかに該当したとき。

（５）その他市長が補助金交付すること又は交付したことが不適当と認めるとき。

２　前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用するものとする。

３　市長は、第１項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者へ千葉市創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第１７号）により通知するものとする。

　（補助金の返還）

第１８条　市長は、前条の規定により、補助金の交付決定等を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、千葉市創業支援補助金返還命令書（様式１８号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の経理）

第１９条　この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確に

した帳簿書類を整理保管し、補助対象期間の属する年度の翌月初日から起算して３年間保存しなければならない。

（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年８月２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月６日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年１１月１６日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和３年１２月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　附　則

この要綱は、令和６年３月２７日から施行する。

別表第１　補助対象経費、対象外経費の例示（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分　類 | 対象/対象外 | 経費の例示 |
| 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費 | 対象 | ・司法書士・行政書士等の申請資料作成経費  ・商業登記の登録免許税（対象経費は、特定創業支援等事業を受講したことによる優遇措置による軽減前の額とする） |
| 対象外 | ・定款認証料  ・収入印紙代  ・各種証明類取得費用（印鑑証明等） |
| 店舗等借入費 | 対象外 | 本分類に関する経費は、すべて対象外です。  ・事務所等の賃借料、駐車場代  ・事務所等の仲介手数料  ・事務所等の敷金礼金  ・火災保険料、地震保険料等 |
| 工事費 | 対象 | ・事務所等の内外装工事 |
| 対象外 | ・建物本体に影響を与える増改築、外構工事  ・市外事務所等の内外装工事 |
| 設備・備品購入費 | 対象 | ・機械装置、工具の調達費  ・事業に直接必要な車両調達費（キッチンカ―、クレーン車等）  ・事業に直接必要な設備・備品（飲食店経営用の食器類、設備工事業を行う上で必要なドローン等）及びその設置等に係る経費  ・事務所に設置する固定電話、ＦＡＸ  ・事業のみに利用する業務用ソフトウェア購入費、永続ライセンス費（ＣＡＤ、会計ソフト、人事管理ソフト等） |
| 対象外 | ・一般的な車両調達費（営業車両等の普通乗用車）  ・家庭用、一般事務用ソフトウェア購入、ライセンス費（Microsoft office等） |
| 広報費 | 対象 | ・広告宣伝費  ・チラシデザイン費  ・チラシ印刷費  ・名刺制作費  ・店舗看板制作費  ・会社ロゴ制作費  ・ＨＰ制作委託費  ・展示会出展費（出展料、配送料、展示会資料作成委託）  ・営業委託費（ポスティング等）  ・商品、事業説明会開催費（無料に限る）  ・見本、展示品の作成費（食品サンプル等）  ・購入型又は投資型クラウドファンディングによる資金調達に係るものであって、次に掲げる経費  （１）クラウドファンディング仲介事業者に支払う初期費用  （２）クラウドファンディングの宣伝のために使用するウェブサイトや文章、写真及び動画等の制作委託費 |
| 対象外 | ・郵送配送料（ＤＭ、メール便等）  ・切手代  ・ＨＰサーバー代、ドメイン代  ・携帯電話購入費、電話代  ・インターネット利用料 |
| 人件費 | 対象外 | 本分類に関する経費は、すべて対象外です。  ・従業員に対する賃金  ・代表、役員の人件費  ・個人事業主自身の人件費  ・社会保険料 |
| その他 | 対象 | ・創業準備段階で、有料の託児サービス等を利用する経費  ・市融資制度（創業者向けメニュー）の信用保証料 |
| 対象外経費 | 対象外 | 【対象外経費の考え方】  ・交付決定前に発注、契約している経費  ・代表者が同一人である会社間の取引に関する経費  ・ポイントを利用して支払った経費  ・公的な資金の使途として不適切な経費  ・他の補助制度で支援を受けている経費（商業登記の登録免許税を除く）  ・汎用性が高く、事業活動以外の用途でも使用可能な物品の購入経費（携帯、ＰＣ、カメラ、単機能プリンター等）  ・交付申請時に提出した事業計画に直接の関係性があると判断できない経費  ・定期的な支払いが必要となるサービス等の経費  【対象外経費の例示】  ・消耗品費  ・不動産購入費  ・租税公課（消費税、事業税、弁護士や税理士等に支払う報酬・料金に含まれる源泉所得税等。ただし、商業登記の登録免許税を除く）  ・求人広告費  ・光熱水費  ・衣類、雑誌、新聞、書籍購入費  ・加入する団体等の会費  ・フランチャイズ契約加盟料  ・研修費  ・資格取得経費、ライセンス契約費  ・飲食、娯楽、接待費  ・車両修理費、車検費用  ・税務申告、決算書作成のための費用  ・訴訟等のための費用  ・振込手数料  ・借入金の利息、遅延損害金  ・研究開発費 |

別表第２　交付申請書添付書類（第７条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | （１）千葉市創業支援補助金交付申請額内訳書（様式第２号）  （２）補助対象経費の積算基礎となる見積書等経費の内容が分かる書類の写し  （３）事業計画書（様式第３号）※経営支援機関によるアドバイスを受けたもの  （４）住所、所在地が市内の場合　千葉市税情報閲覧同意書（様式第４号）  　　　住所、所在地が市外の場合　市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書又は直近の納税証明書  （５）誓約書（様式第５号）  （６）特定創業支援等事業の支援を受けた証明書（市外の特定創業支援等事業を受けた者に限る） |
| 会社 | （７）会社の登記事項証明書（申請日前３月以内に発行されたものに限る。）  （８）国又は県に提出した開業届の写し（会社設立前に個人事業主として事業を行っていた場合に限る）  （９）申請日の直近１期分の決算書（会社登記後１期経過している場合に限る。）  （１０）市に提出した法人等設立・設置届出書の写し  （１１）その他市長が必要と認める書類 |
| 個人 | （１２）住民票の写し  （１３）国又は県に提出した開業届の写し（個人事業主の者に限る）  （１４）履歴書  （１５）申請日の直近１年分の確定申告書の控えの写し  （１６）その他市長が必要と認める書類 |

別表第３　変更交付申請書添付書類（第１０条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | （１）変更に伴う関係書類  （２）その他市長が必要と認める書類 |

別表第４　取下交付申請書添付書類（第１２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | （１）取下げに伴う関係書類  （２）その他市長が必要と認める書類 |

別表第５　事業中止（廃止）承認申請書添付書類（第１３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | （１）事業の中止（廃止）に伴う関係書類  （２）その他市長が必要と認める書類 |

別表第６　実績報告書添付書類（第１４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | （１）購入した物品、サービスの支払いを証明する書類  （２）補助事業の成果を示すもの  　　　物品を購入した場合　　：購入した物品の実物写真など  　　　サービスを購入した場合：サービスの成果物など  （３）会社の登記事項証明書（補助対象期間中に会社設立又は本店移転登記した場合に限る）  （４）国又は県に提出した開業届の写し（補助対象期間中に市内の個人事業主になった場合に限る）  （５）その他市長が必要と認める書類 |

別表第７　交付請求書添付書類（第１６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 共通 | （１）千葉市創業支援補助金交付決定通知書（様式第６号）の写し（千葉市創業支援補助金交付要綱第１１条第１項に規定する補助金の変更の交付決定を受けている場合には、千葉市創業支援補助金変更交付決定通知書（様式第９号）の写し）  （２）千葉市創業支援補助金額確定通知書（様式第１５号）の写し  （３）その他市長が必要と認める書類 |